

「平成30年度に実施した仕事」の振り返りシート

記入日 令和元年 5月24日

仕事の内容	心身障害者福祉手当支給事業費（市制度）			
担当部署・課長名	障害福祉課	庶務係	係	課長名 小川 則之

この仕事は、どの【施策】の課題を解決するための手段ですか。		施策番号	2 - 3	-
【施策名】 障害者福祉の推進		総合計画書 (ページ)	55	

予算名	款 3 民生費	項 1 社会福祉費	目 4 障害者福祉費	事業 8 心身障害者福祉手当支給事業費
-----	---------	-----------	------------	---------------------

1 この仕事の目的	① 誰（何）を対象にしていますか。 20歳以上の身体障害者（3～4級）、知的障害者（4度）。65歳以上の新規認定はなし。	→	① ①の対象数や量を、あらわすもの（対象指標） 対象となる障害者数
	② ①をどのような状態にしたいのですか。[簡潔に] 20歳以上の身体障害者（3～4級）、知的障害者（4度）に、手当を支給する。	→	② ②の状態になった数・量をあらわすもの（成果指標） 手当受給者数
	③ そのために何をしましたか。 心身障害者福祉手当（市制度：月額6,100円）を支給した。	→	③ ③をどのくらい行いましたか（活動指標） 手当支給額

		単位	平成28年度実績	平成29年度実績	平成30年度実績	平成31年度目標	平成32年度目標
2 指標の推移	対象指標	①の数値	人	447	439	442	
	成果指標	②の数値	人	673	670	657	
	目 標	②の目標値	人	670	670	670	
		目標値設定の考え方	対象者に適正に手当を支給する。				
活動指標	③の数値	円	50,050,500	49,861,900	48,702,400		

3 経費	事業費（実績）		円	50,050,500	49,861,900	48,710,501	※人件費の所要人数は、基本的には「人」で表わしますが、一時的な仕事については時間数での表示も可とします。その場合単位を「時間」に変更してください。 人件費（再任用職員以外） 年間単価は、8,244,000円 時間単価は、4,200円 で計算してください。 【算出根拠】平成29年度決算数値。（退職手当組合負担金、共済費も含む。）
	財源	一般財源	円	50,050,500	49,861,900	48,710,501	
		特定財源	円	0	0	0	
		（うち受益者負担）	円	0	0	0	
	人件費（目安）	所要人数（再任用以外）	人	0.1	0.1	0.1	
		所要人数（再任用）	人				
職員人件費（再任用以外）		円	825,300	825,300	824,400		
職員人件費（再任用）		円					
事業費＋人件費		円	50,875,800	50,687,200	49,534,901		

この仕事における市の裁量 市の裁量は大きい

4 環境変化	この仕事の開始時期（開始年度）、何を目的に開始していますか。 昭和49年10月。 心身障害者に対し、心身障害者福祉手当を支給することにより、これらの者の福祉の増進を図る。
	開始当初と比較し、状況の変化はありますか。
	開始当初と比較すると受給者数は増えているが、平成12年に介護保険制度が始まったことに伴い、65歳以上の新規認定は行わないこととした。近年は、微減で推移している。

仕 事 の 内 容	心身障害者福祉手当支給事業費（市制度）				
担当部署・課長名	障害福祉	課	庶務係	係	課長名 小川 則之

5 市民等の意見	この仕事に関して、平成30年度中に寄せられた市民・議会等の意見、また、市民・サービス利用者等の実態やその意識について				
	特になし				
6 市民協働	(1)市民協働の取組を行いましたか。ある場合は、取組手法の種類から番号を選択。（複数回答可）				
	取組みは無い	取組手法	【取組手法の種類】 ①共催 ②実行委員会・協議会 ③事業協力 ④事業委託 ⑤補助・助成 ⑥情報提供・情報交換（広報媒体： ） ⑦後援・場の提供 ⑧その他（ ）		
	(2)平成31年度に向け、さらに適した協働の形態とするための「考え」又は「気付いた」点				
7 課題	(1)「平成29年度に実施した仕事」の振り返りシート 「7 課題（2）」の内容				
	重度（身体1～2級、知的1～3級）は都制度、軽度（身体3～4級、知的4度）は市制度である。 市制度部分については、市の裁量が大きい。				
	(2)(1)の課題解決に向けた取組や、事務改善など、平成30年度に実施したこと。				
	特になし。				
8 今後の方向性	(3)(2)を踏まえた今後の課題				
	重度（身体1～2級、知的1～3級）は都制度、軽度（身体3～4級、知的4度）は市制度である。 市制度部分については、市の裁量が大きい。				
	(1)仕事の方向性（「7 課題（3）」の課題解決に向けた具体的な改革・改善案など） 今後、支給額が増大することがあれば、市の裁量のある市制度部分について、支給内容や支給要件を検討する必要が生じる。				
	(2)上記(1)の改革・改善案を実現するために、克服すべき問題点、必要な調整・準備等 支給内容や支給要件の見直しをするのであれば、適切な見直しの根拠を示し、受給者の理解を得る必要がある。				
成果	(3)改革・改善案による期待成果 上記(1)の改革・改善案を実施することで、成果面と経費面で現状からどのように変わりますか。			経費	
	成果を維持する。			仕事の経費は削減する。	